



栃木県公報

令和6(2024)年
1月23日(火)
号外
第3号

目次

告示

○漁業権の免許.....	1
○遊漁規則の認可.....	5

告示

栃木県告示第65号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、令和6（2024）年1月1日付けで共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許したので公示する。

令和6（2024）年1月23日

栃木県知事 福田 富一

1 共同漁業権

公番	示号	免番	許号	漁業権者		免許の内容	免許をするに当たり付する条件	存続期間
				住所又は所在地	氏名又は名称			
内第1号	共第1号	内第1号	共第1号	大田原市松木沢1033番地	栃木県那珂川漁業協同組合連合会	令和5(2023)年栃木県告示286号で公示した免許の内容となるべき事項のとおり。	水口 ^ナ 賛幅5メートル以上のやな漁法を除く。	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで
内第2号	共第2号	内第2号	共第2号	同上	同上	同上	同上	同上
内第3号	共第3号	内第3号	共第3号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同上	同上	同上
内第4号	共第4号	内第4号	共第4号	那須塩原市中塩原310番地	塩原漁業協同組合	同上	同上	同上
内第5号	共第5号	内第5号	共第5号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同上	同上	同上
内第6号	共第6号	内第6号	共第6号	同上	同上	同上	同上	同上
内第7号	共第7号	内第7号	共第7号	同上	同上	同上	同上	同上
内第8号	共第8号	内第8号	共第8号	日光市中宮祠2482番地	中禅寺湖漁業協同組合	同上	同上	同上
内第9号	共第9号	内第9号	共第9号	日光市小百1719番地	今北漁業協同組合	同上	同上	同上
内第10号	共第10号	内第10号	共第10号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同上	同上	同上
内第11号	共第11号	内第11号	共第11号	日光市藤原1103番地6	おじか・きぬ漁業協同組合	同上	同上	同上
内第12号	共第12号	内第12号	共第12号	日光市湯西川709番地	湯西川漁業協同組合	同上	同上	同上

内共第13号	内共第13号	日光市日向1092番地4	栗山漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第14号	内共第14号	日光市川俣821番地	川俣湖漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第15号	内共第15号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第16号	内共第16号	小山市大字立木1478番地6	栃木県下都賀漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第17号	内共第17号	同上	同上	同上	同上	同上
内共第18号	内共第18号	鹿沼市口栗野704番地	小倉川漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第19号	内共第19号	鹿沼市草久1336番地1	西大芦漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第20号	内共第20号	鹿沼市中粕尾391番地3	粕尾漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第21号	内共第21号	鹿沼市加園1873番地3	荒井川漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第22号	内共第22号	鹿沼市今宮町1688番地1	黒川漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第23号	内共第23号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第24号	内共第24号	足利市常見町623番地4	渡良瀬漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第25号	内共第25号	日光市足尾町松原6番3号	足尾町漁業協同組合	同上	同上	同上
内共第26号	内共第26号	大田原市桧木沢1033番地	栃木県那珂珂川漁業協同組合連合会	同上	同上	同上

2 区画漁業権

公示番号	免許番号	漁業者			免許の内容	免許をするに当たり付する条件	存続期間
		住所又は所在地	氏名又は名称	は名			

区 第1号	区 第1号	鹿沼市府所町20番地	栃窪漁業組合 理事長 加藤 栄	令和5(2023)年 栃木県告示286号で 公示した免許の内 容となるべき事項 のとおり。	なし	令和6(2024)年 1月1日から令和 10(2028)年12月 31日まで
----------	----------	------------	--------------------	---	----	---

栃木県告示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年1月23日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第1号、内共第2号及び内共第26号第5種共同漁業権遊漁規則

- 漁業権者の住所及び名称
大田原市桜木沢1033番地
栃木県那珂川漁業協同組合連合会
- 漁業権の免許番号
内共第1号、内共第2号及び内共第26号
- 遊漁規則施行の日
令和6（2024）年1月1日
- 認可した遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、栃木県那珂川漁業協同組合連合会（以下「本会」という。）の有する内共第1号、内共第2号及び内共第26号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、本会を構成する会員漁業協同組合（以下「会員組合」という。）の組合員以外の者がする水産動物（内共第1号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、しまどじょう、なまず、うなぎ、かじか及びかきを、内共第2号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、うなぎ及びかじかを、内共第26号にあっては、さくらます・やまめ、うぐい、おいかわ、ふな、どじょう及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、本会が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣（あゆの友釣以外の掛釣、空釣及び擬似おとり釣（あゆるア一釣）を除く。）、投網、四手網、たも網、手網、やす突又は置針以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 手釣、竿釣及び虫釣（餌釣を含む。）による遊漁の場合に使用できる漁具の数は、1人3組以内とする。
- 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの
四手網	間口2メートル未満であって、網目こま9ミリメートルを超えるもの
たも網及び手網	円形のものであって口径40センチメートル未満のもの又は方形のものであって長辺の長さ50センチメートル未満のもの
あゆの友釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの
置針	一人一回につき、針数は50本まで

- 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める期間に限り、これを用いることができる。

漁具及び漁法	期 間
投網	組合員の投網解禁日から翌年3月31日まで
オランダ釣	9月1日から11月20日まで（中学生及び小学生は8月1日から）

5 遊漁者は、遊漁をする場合において、次の行為をしてはならない。

- (1) 原動機付船等を使用すること。
- (2) 友釣りでリールを使用すること。
- (3) 船釣りで全長50メートル以上のもやい綱を使用すること。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から11月20日まで
さくらます・やまめ及びいわな	3月1日から9月19日まで
かじか	6月1日から10月31日まで

2 前項の公表は、本会等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法を用いた遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

漁具及び漁法	区 域	期 間
舟（舟に類するものを含む。）を用いるもの	1 内川 矢板市安沢赤渕堰から上流国道バイパス橋に至る区域 2 箒川 矢板市土屋東北本線鉄橋から上流の区域	1月1日から12月31日まで
投網	1 那珂川 (1) 大田原市湯殿橋から上流の本流及びその支流（亀久川、立沢川、海法地沢川、滑川、日暮沢川、八塩沢川、高野川、なら沢川、湯川、高雄股川、下黒尾川、上黒尾川、高野沢川、沢名川、木の俣川、西俣沢川、ヒツ沢川、矢沢川、大川、刑部沢川、コブキ沢川、大沢川、大スミ川、小スミ川、御沢川、江戸沢川、湯川、峠沢川及び赤岩沢川） (2) 新那珂橋跡から上流三川又用水頭首工下流100メートルに至る区域 (3) 那須烏山市初音地先清水川合流点から上流境頭首工までの区域 2 逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域 3 坂井川 茂木町みその橋から下流の区域 4 荒川 (1) 那須烏山市向田地先江川合流点から上流の江川及びその支流（岩川及び西江川） (2) さくら市内川合流点から上流野辺山堰に至る区域 (3) さくら市小入堰から上流の本流及びその支流（谷川及び菅の沢川） 5 内川 さくら市八竜神堰から上流の本流及びその支流（江川、塚原川、中川、大江川、前沢川、天沼川、石田川、金精川及び木ノ芽沢川） 6 宮川 内川合流点から上流の本流及びその支流（築目川） 7 武茂川 那珂川合流点から上流の本流及びその支流（久那川、矢又川、大内川、大室川、砂川、大那地川、盛谷川、	1月1日から12月31日まで

	<p>久通川、保の内川、大波川、入郷川、間越川、仲山川、木曾分川、檜沢川、浅ヶ沢川及び大川沢川)</p> <p>8 箒川 (1) 那珂川町浄法寺橋から上流小種島大橋に至る区域 (2) 那須塩原市高阿津堰から上流の区域及びその支流 (唐滝沢川、野沢川、清水川、下戸倉沢川及び上戸倉沢川)</p> <p>9 巻川 箒川合流点から上流の区域</p> <p>10 蛇尾川 大田原市片府田地先箒川合流点から上流の本流及びその支流 (町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、小蛇尾川及び鍋有沢川)</p> <p>11 百村川 大田原市花園地先箒川合流点から上流の本流及びその支流 (篠谷川、深川、念仏川及び加茂内川)</p> <p>12 松葉川 那珂川合流点から上流大田原市下高橋までの本流及びその支流 (岡沢川、野上川、尻高田川、愛吉沢川、羽黒沢川、前松葉川、奈良戸沢川、木佐美沢川、木佐美川及び鍛冶内川)</p> <p>13 余笹川 那須町下川下余笹橋から上流の本流及びその支流 (棒川、四ツ川、苦戸川及び白戸川)</p> <p>14 黒川 那須町富岡大塩橋から上流の本流及びその支流 (板敷川)</p> <p>15 奈良川 那須町睦家地先三蔵川合流点から上流の本流及びその支流 (菖蒲川)</p> <p>16 三蔵川 那須町大秋津橋から上流の本流及びその支流 (大和須川、梓川、ドロブ川、木下川及び荒金沢川)</p>	
	<p>那珂川 茂木町大畑梅ノ木淵下端から大瀬橋に至る区域</p>	<p>1月1日から12月31日までの午前6時から午後6時まで</p>
やす突	<p>1 逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域</p> <p>2 坂井川 茂木町みその橋から下流の区域</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>
全漁法	<p>1 那珂川 (1) 珂川町地先三川又用水頭首工から上流50メートル下流100メートルの区域 (2) 那須塩原市板室板室ダム堰堤の上下流各100メートルの区域 (3) 那須塩原市板室板室発電所放水口から下流100メートルの地点に至る区域 (4) 那須塩原市百村深山ダム堰堤から下流1.4キロメートルの地点にある砂防堰堤に至る区域 (5) 那須塩原市百村深山ダム堰堤から上流梅船橋に至る深山ダム湛水区域</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>

2	荒川 那須烏山市森田頭首工から上流100メートル、下流100メートルの区域
3	武茂川 (1) 大田原市雲岩寺三和橋から上流梅船橋に至る区域 (2) 那珂川町大山田下郷大河内橋から上流御前岩橋の上流420メートルの地点に至る区域
3	鍋有沢川 全ての区域
4	小蛇尾川 下部ダム下流400メートルの地点から上流の下部調整池に至る区域(調整池を含む。)
5	小沢名川 全区域
6	湯川 那須塩原市板室地内那珂川合流点から上流の本流及びその支流(小沼沢川)

2 前項に定めるもののほか、本会は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

名称	魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金
遊漁年証	全魚種	投網を除く全漁法	1年	14,000円	-
溪流魚年証	溪流魚	投網を除く全漁法	1年	10,000円	-
雑魚年証	雑魚	投網を除く全漁法	1年	7,000円	-
投網年証	全魚種	全漁法	1年	18,000円	-
中学生投網年証	全魚種	全漁法	1年	4,000円	-
日釣券	全魚種	投網を除く全漁法	1日	3,000円	3,000円
溪流魚日釣券	溪流魚	投網を除く全漁法	1日	2,000円	2,000円
雑魚日釣券	雑魚	投網を除く全漁法	1日	1,500円	1,500円
投網1日券	全魚種	全漁法	1日	5,000円	5,000円

注1 全魚種とは、本会が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは、全魚種よりあゆ、こい及びうなぎを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、こい、うなぎ、さくらます・やまめ及びいわなを除いた魚種をいう。

注2 中学生投網年証は、中学校生徒に限り利用できるものとする。

注3 遊漁料の納付場所は、会員組合事務所その他組合があらかじめ指定する場所とする。ただし、日釣券、溪流魚日釣券及び投網1日券にあっては、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料(中学校生徒にあっては、投網による遊漁をする場合を除く。)
女性及び障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

- 3 前2項の規定にかかわらず、本会が開設する特設釣場又はつかみどり漁場において、あゆ、さくらます・やまめ、にじます、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、本会が別に定めて公示した遊漁料を納付しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます、いわな	竿釣	特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

- 5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 6 不注意による水難事故については、本会は一切の責任を負わない。
- 7 河川に、空き缶、釣糸、弁当などのゴミは投げ棄てないで必ず始末するか、持ち帰るものとする。

（漁場指導員）

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された栃木県那珂川漁業協同組合連合会遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

2 栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号及び内共第23号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県鬼怒川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第3号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかを、内共第23号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第6項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、投網、四手網、たも網、手網又は筥（網使用のどじょう筥を除く。）以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
四手網	間口2メートル未満のもの
たも網	円形のものであって口径60センチメートル未満のもの
手網	方形又は三角形のものであって長辺の長さ1メートル未満のもの
あゆ友釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの
筥	筥に使用又は施設する袖又は通堤類が各1メートル未満のもの

- 3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域において、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

漁具及び漁法	区 域	制 限
竿釣及び手釣	赤川ダム特別漁場	1組
	東古屋湖特別漁場	計2組以内
	上記以外の漁場	計3組以内
四手網	赤川ダム特別漁場及び東古屋湖特別漁場以外の漁場	1組

注 赤川ダム特別漁場とは、宇都宮市福岡町字細野地先赤川ダムから上流の赤川の区域を、東古屋湖特別漁場とは、塩谷郡塩谷町大字上寺島地先西荒川ダムから上流東古屋橋上流端に至る西荒川の区域をいう。

- 4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。

漁具及び漁法	区 域	禁 止 期 間
投網	塩谷町新荒川橋から上流の荒川、東荒川、西荒川（西荒川ダム湛水区域通称東古屋湖	1月1日から12月31日まで

	を含む。)及びその支流並びに宇都宮市福岡町字細野地先赤川ダムから上流の赤川	
	塩谷町新荒川橋から下流の荒川	4月1日から組合が定めて公示する各河川別投網解禁日まで
	上記以外の漁場	5月1日から5月31日まで
掛釣及び疑似おとり釣(あゆるア一釣)	全ての区域	1月1日から12月31日まで

5 遊漁者は、遊漁をする場合に、次の行為をしてはならない。

- (1) あゆの餌釣漁法。
 - (2) あゆを採捕しようとする場合において、撒き餌(寄せ餌)等餌を使用すること。
 - (3) あゆを採捕しようとする場合において、船等を使用すること。
 - (4) あゆを採捕しようとする場合において、竿の長さの1.5倍を超える道糸を使用すること。
 - (5) あゆを採捕しようとする場合において、リール竿を使用すること。
 - (6) あゆを採捕しようとする場合において、夕方の6時から翌朝の5時までの間にドブ釣を行うこと。
 - (7) 原動機付船等を使用すること。
 - (8) 投網を使用する場合において、船を使用すること。
 - (9) 組合設備又は組合の指定を受けていない船等を使用すること(赤川ダム特別漁場及び東古屋湖特別漁場に限る。)
 - (10) 東古屋湖及び赤川ダム特別漁場において竿釣又は手釣以外の漁具及び漁法を用いること。
- (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する河川別あゆ解禁日から翌年2月末日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する溪流魚解禁日から9月19日まで
かじか	5月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種(あゆ及びかじかを除く。)	荒川(熊ノ木橋より下流約800mの区域(熊ノ木橋より下流へ8箇所目の堰堤まで))	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) 毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。
 - (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
 - (3) ピク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではない。
- (禁止区域等)

第6条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
東古屋湖(塩谷郡塩谷町大字上寺島710番地西荒川ダム中心線から上流東古屋橋上流端に至る西荒川の区域)	1月1日から組合が定めて公示する解禁日前日まで
塩谷郡塩谷町大字上寺島字東古屋地先東古屋橋上流端から上流の西荒川	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで
塩谷郡塩谷町大字上寺島710番地西荒川ダム中心線から下流300メートルまでの西荒川	1月1日から12月31日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

い。

(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いwana及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附加料金
年 間 券	全魚種釣券	全魚種 徒手、手釣、 竿釣、たも網及び 手網	特別漁場及び 特設釣場を除 く区域	1年	14,000円	28,000円
	普通釣券	あゆ以外 の魚種 徒手、手釣、 竿釣、たも網及び 手網	同上	1年	7,500円	15,000円
	雑魚釣券	雑魚 徒手、手釣、 竿釣、たも網及び 手網	同上	1年	5,500円	11,000円
	2等遊漁券	全魚種 投網、四手網、 たも網、手網、 徒手、手釣、竿 釣及び筌	同上	1年	24,000円	48,000円
	学生全魚種釣券	全魚種 徒手、手釣、 竿釣、たも網及び 手網	同上	1年	1,500円	3,000円
日 釣 券	全魚種釣券	全魚種 徒手、手釣、 竿釣、たも網及び 手網	同上	1日	3,200円	6,400円
	普通釣券	あゆ以外 の魚種 徒手、手釣、 竿釣、たも網及び 手網	同上	1日	1,700円	3,400円
	雑魚釣券	雑魚 徒手、手釣、 竿釣、たも網及び 手網	同上	1日	1,000円	2,000円
	団体雑魚釣券	雑魚 徒手、手釣、 竿釣、たも網及び 手網	同上	1日	900円	1,800円
	2等遊漁券	全魚種 投網、四手網、 たも網、手網、 徒手、手釣、竿 釣及び筌	同上	1日	8,000円	16,000円
	学生全魚種釣券	全魚種 徒手、手釣、 竿釣、たも網及び 手網	同上	1日	1,200円	2,400円
東	全魚種日釣券 (A)	全魚種 手釣及び竿釣	東古屋湖特別 漁場	解禁日及び 翌日	4,500円	1,200円
	全魚種日釣券	全魚種 手釣及び竿釣	同上	解禁日の	3,600円	1,200円

古 屋 湖 特 別 漁 場 券	(B)				翌々日から 12月31日まで		
	全魚種午後券	全魚種	手釣及び竿釣	同上	同上	3,000円	1,200円
	全魚種回数券 (10枚綴り)	全魚種	手釣及び竿釣	同上	同上	30,000円	1,200円
	ふな日釣券	ふな	手釣及び竿釣	同上	同上	2,200円	1,200円
	ふな回数券 (10枚綴り)	ふな	手釣及び竿釣	同上	同上	18,000円	1,200円
	学生日釣券 (A)	全魚種	手釣及び竿釣	同上	解禁日及び 翌日	2,500円	1,200円
	学生日釣券 (B)	全魚種	手釣及び竿釣	同上	解禁日の 翌々日から 12月31日まで	2,200円	1,200円
	わかさぎ 日釣券	わかさぎ	手釣及び竿釣	同上	同上	2,200円	1,200円
	わかさぎ 回数券 (10枚綴り)	わかさぎ	手釣及び竿釣	同上	同上	18,000円	1,200円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、いわな及びかじかを除いた魚種をいう。

注2 学生全魚種釣券は、高等学校の生徒、学生日釣券(A)及び学生日釣券(B)については中学校及び高等学校の生徒に限り利用できるものとする。

注3 団体雑魚釣券は、10人以上の団体に限り利用できるものとする。

注4 遊漁券の有効期間は、年間券にあつては1月1日から12月31日までとし、日釣券及び午後券にあつては当日限りとする。

注5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料（中学校生徒にあつては、年間券及び日釣券に限る。）。ただし、東古屋湖特別漁場における小学校児童は1日1,100円（消費税額を含む）とする。
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額
女性	前項に規定する遊漁料から500円を減じた額（東古屋湖特別漁場における全魚種日釣券(B)及び同午後券に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、にじます、さくらます・やまめ、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権設定区域において遊漁しようとする者は、第1項から第3項までの規定による遊漁料のほか、別に定める遊漁料をあらかじめ組合に納付し、その承認を得なければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

6 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第6項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第11条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された栃木県鬼怒川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

3 塩原漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
那須塩原市中塩原310番地
塩原漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第4号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6（2024）年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、塩原漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣又は竿釣（餌釣、友釣、毛ばり釣、蚊ばり釣及びルアー釣に限る。）以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 遊漁者は、あゆを採捕しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、友釣又は蚊ばり釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

3 遊漁者は、第1項の規定にかかわらず、5月1日からあゆ解禁日前日までの期間は、蚊ばり釣をしてはならない。

4 使用できる漁具の数は、1人1組とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月15日から7月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から10月31日まで
さくらます・やまめ、いわな、うぐい及びかじか	4月1日から4月10日までの期間内で組合が定めて公示する日から9月19日まで
にじます	4月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	那須塩原市塩原地先箒川発電所取水えん堤から上流の八幡橋までの箒川（支流を除く。）の区域のうち、組合が定めて公示する区域	4月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁においては、毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。

3 前項の遊漁においては、釣針は、カエシのないシングルフック以外のものを用いてはならない。

(禁止区域等)

第6条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

魚種	種別	遊漁料	附加料金
全魚種	1 期間券	11,000円	1,000円
	2 日釣券（解禁日から3日間）	4,000円	4,000円
あゆ	1 日釣券（解禁日から3日間を除く。）	2,500円	2,500円
溪流魚	1 期間券	8,000円	1,000円
	2 日釣券（キャッチ・アンド・リリース区域及び解禁日から3日間を除く。）	2,500円	2,500円
	3 日釣券（キャッチ・アンド・リリース区域に限る。）	2,500円	2,500円

注1 期間券により遊漁を行える期間は、第4条で定める期間とする。

注2 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。

注3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ指定して公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示した遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいなな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された塩原漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

4 栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県鬼怒川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物(内共第5号にあつては、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず及びうなぎを、内共第6号にあつては、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず及びうなぎを、内共第7号にあつては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、しまどじょう、なまず、うなぎ及びかじかを、内共第15号にあつては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があつたときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第6項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、掛釣(あゆを採捕する場合に限る。)、擬似おとり釣(あゆるアー釣)、投網、四手網、たも網、手網又は釜(網使用のどじょう釜を除く。)以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
四手網	間口2メートル未満のもの
たも網	円形のものであって口径60センチメートル未満のもの
手網	方形又は三角形のものであって長辺の長さ1メートル未満のもの
あゆ友釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの
釜	釜に使用又は施設する袖又は通堤類が各1メートル未満のもの

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域において、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

漁具及び漁法	区 域	制 限
竿釣及び手釣	全ての漁場	計3組以内
四手網	全ての漁場	1組

4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。

漁具及び漁法	区 域	禁 止 期 間
投網	大谷川及びその支流、板穴川、宇都宮市横山町地先横山橋から上流の田川及びその支流並びに宇都宮市大通り4丁目幸橋から築瀬橋までの田川	1月1日から12月31日まで
	日光市大渡橋から上流の鬼怒川	
	宇都宮市横山町地先横山橋から下流同市大通り4丁目幸橋までの田川及び山田川全域	11月1日から翌年9月1日以降の組合が定めて公示する投網解禁日の前日まで
	上記以外の漁場	4月1日から組合が定めて公示する各河川別投網解禁日まで
あゆ掛釣及び疑似おとり釣（あゆるアー釣）	茨城県境から上流日光市大渡橋までの鬼怒川、板穴川及び宇都宮市白沢地先東岡本転倒堰下流の西鬼怒川	11月1日から翌年組合が定めて公示するあゆ掛釣及び疑似おとり釣解禁日時まで
	上記以外の漁場	1月1日から12月31日まで

5 遊漁者は、遊漁をする場合に、次の行為をしてはならない。

- (1) あゆの餌釣漁法。
- (2) あゆを採捕しようとする場合において、撒き餌（寄せ餌）等餌を使用すること。
- (3) あゆを採捕しようとする場合において、竿の長さの1.5倍を超える道糸を使用すること。
- (4) あゆ友釣、掛釣及び毛ばり釣漁法を用いる場合において船、ゴムボート等を使用すること。
- (5) あゆを採捕しようとする場合において、リール竿を使用すること。
- (6) あゆを採捕しようとする場合において、夕方の6時から翌朝の5時までの間にドブ釣を行うこと。
- (7) 原動機付船等を使用すること。
- (8) 投網を用いる場合において船等を使用すること（真岡市勝瓜頭首工堰下流の鬼怒川を除く。）。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する河川別あゆ解禁日から翌年2月末日まで
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	組合が定めて公示する溪流魚解禁日から9月19日まで
かじか	5月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（キャッチ・アンド・リリース区域の設置）

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚種	区 域	期 間
全魚種	大谷川（日光霧降大橋より下流ふれあい橋までの約500mの区間）	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) 毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。
- (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
- (3) ピク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではいない。

(あゆ友釣専用区域の設置)

第6条 次の表に掲げる区域をあゆの友釣専用区域とし、第4条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする友釣以外の漁法は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、あゆを目的としない漁法は除く。

魚種・漁法	区 域	期 間
あゆ・友釣	鬼怒川石井町新鬼怒橋から板戸町板戸大橋	組合が定めて公示する期間

(禁止区域等)

第7条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域内においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間	
行屋川	真岡市田町地先女体堰から上流同市荒町地先泉橋に至る区域	1月1日から12月31日まで
鬼怒川	1 真岡市勝瓜1724番地先勝瓜頭首工堰中心線から下流400メートルの区域	同上
	2 宇都宮市中岡本地先岡本頭首工堰中心線から下流100メートルの区域	同上
大谷川及びその支流	大谷川（神橋地区を除く。）及びその支流（志渡湊川、丸見川、鳴沢川、赤沢川、稲荷川、田母沢川、荒沢川並びに左沢川）の区域	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで
大谷川（上流地区）	華巖の滝壺から古河日光馬道発電所下流300m第3床固までの区域	1月1日から12月31日まで
大谷川（神橋地区）	日光市上鉢石町地先神橋中心線から上下流50メートルの区域	同上
釜川	宇都宮市天神2丁目地先田川合流点から上流同市松原3丁目地先兜橋に至る区域	同上
江川	宇都宮市下栗地先暁橋から同市瑞穂野船着場下流100メートルに至る区域	同上
西鬼怒川	宇都宮市芦沼町地先芦沼橋下流西鬼怒川下ヶ橋堰から上流の区域	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第8条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁 具 及 び 漁 法	区 域	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
-----	-----	-------------	-----	-----	-------	---------

年 間 券	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網	特別漁場及び 特設釣場を除 く区域	1年	14,000円	28,000円
	普通釣券	あゆ以外 の魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網	同上	1年	7,500円	15,000円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網	同上	1年	5,500円	11,000円
	2等遊漁券	全魚種	投網、掛釣、四手 網、たも網、手網、 徒手、手釣、竿釣及 び筥	同上	1年	24,000円	48,000円
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網	同上	1年	1,500円	3,000円
日 釣 券	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網	同上	1日	3,200円	6,400円
	普通釣券	あゆ以外 の魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網	同上	1日	1,700円	3,400円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網	同上	1日	1,000円	2,000円
	団体雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網	同上	1日	900円	1,800円
	2等遊漁券	全魚種	投網、掛釣、四手 網、たも網、手網、 徒手、手釣、竿釣及 び筥	同上	1日	8,000円	16,000円
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網	同上	1日	1,200円	2,400円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、いわな、にじます及びかじかを除いた魚種をいう。

注2 学生全魚種釣券は、高等学校の生徒に限り利用できるものとする。

注3 団体雑魚釣券は、10人以上の団体に限り利用できるものとする。

注4 遊漁券の有効期間は、年間券にあつては1月1日から12月31日までとし、日釣券にあつては当日限りとする。

注5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、にじます、さくらます・やまめ、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権設定区域において遊漁をしようとする者は、第1項から第3項までの規定による遊漁料のほか、別に定める遊漁料をあらかじめ栃木県鬼怒川漁業協同組合に納付し、その承認を得なければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びい	竿釣		1年	25,000円	-

わな						
----	--	--	--	--	--	--

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

6 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第6項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第12条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和 6 (2024) 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された栃木県鬼怒川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

5 中禅寺湖漁業協同組合内共第 8 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市中宮祠2482番地
中禅寺湖漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第 8 号
- 3 遊漁規則施行の日

令和6(2024)年1月1日

4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、中禅寺湖漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（ひめます、さくらます・やまめ、びわます（通称ほんます）、にじます・スチールヘッドトラウト、ブラウントラウト、レイクトラウト、いわな、わかさぎ、うぐい、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項及び第2項に基づく遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣又はひき縄釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 竿釣による遊漁は、岸釣にあっては1人につき竿2本以内、船釣にあってはひき縄釣を含め1隻につき竿4本以内でなければならない。

3 遊漁者は、船舶を使用しようとするときは、あらかじめ所定の申込書を組合に提出し、その承認を得なければならない。

4 未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒は、船舶を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 遊漁を行える期間は、4月1日以降組合が定めて公示する解禁日（以下「解禁日」という。）から9月19日までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内であれば、これをしてはならない。

魚 種	期 間
わかさぎ、うぐい及びかじか	解禁日から10月31日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線以西で組合が別に定める区域（以下「特例区域」という。）における解禁日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間（以下「特例期間」という。）にあっては、この限りでない。

区 域	期 間
1 岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線以西の中禅寺湖	解禁日から12月31日まで
2 華厳の滝落口から上流の大谷川（通称大尻川）柳沢川・西の湖・外山沢川・ツメタ沢川・観音泉（通称観音水）・清水及び大橋川（通称横川）	同上
3 13番より松ヶ崎を結ぶ線から岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線の区域	9月1日から9月19日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第6条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、第4条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはなら

ない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚種	区 域	期 間
全魚種（組合が定めて公示する魚種を除く。）	岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側の区域	解禁日から組合が定めて公示する日まで

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁においては、毛ばり釣及びピルアー釣以外の漁法を用いてはならない。

3 前項の遊漁においては、釣針は、カエシのない釣針以外のものを用いてはならない。
(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます、さくらます・やまめ、びわます（通称ほんます）、にじます・スチールヘッドトラウト、ブラウントラウト、レイクトラウト及びびいわな	20センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(尾数制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は同表の右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	尾数
組合が定めて公示する魚種	組合が定めて公示する尾数

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

期 間	種 別	漁具及び漁法	魚 種	区 域	遊漁料	附加料金
解禁日から9月19日まで	1 日釣券	船釣又は岸釣	全魚種	岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側の区域	2,700円	5,400円
	2 6回回数券	船釣又は岸釣	同上	同上	13,500円	—
	3 日釣券	手釣又は竿釣	雑魚	同上	1,500円	3,000円
9月20日から10月31日まで	日釣券	手釣又は竿釣	同上	指定区域	1,500円	3,000円
特例期間	日釣券	船釣又は岸釣	全魚種	特例区域	4,050円	8,100円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、わかさぎ、うぐい及びかじかをいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

注3 特例期間及び特例区域については、その都度組合事務所に公示するものとする。

注4 指定区域とは、岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側の湖面を指す。ただし、9月1日以降13番と松ヶ崎を結ぶ線から西側の湖面を禁漁とする。

2 前項の規定にかかわらず、9月19日の遊漁料は無料とし、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は同表の右欄に定める額とする。

18歳以下（年齢確認のできる身分証を提示した者に限る。）	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間

- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第12条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、ベスト等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された中禅寺湖漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

6 今北漁業協同組合及び栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市小百1719番地
今北漁業協同組合
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第9号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、今北漁業協同組合及び栃木県鬼怒川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物(さくらます・やまめ、にじます、いわな、うぐい及びかじかをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項及び第2項に基づく遊漁料を同条第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣(餌釣、ルアー及びフライ)以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、いわな及びうぐい	3月21日以降組合が定めて公示する日から9月19日まで
かじか	4月1日から9月19日まで
にじます	3月21日以降組合が定めて公示する日から9月19日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
砥川大滝平地先大滝橋から上流の砥川、シャジ沢川、ハタノ沢川、花菱沢川及びネベ沢川	1月1日から12月31日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種 別	区 域	魚 種	遊漁料	附加料金
年間券	特別漁場を除く区域	全魚種	6,000円	1,000円
年間券	特別漁場を除く区域	雑魚	1,500円	500円
日釣券	特別漁場を除く区域	全魚種	2,000円	1,000円
日釣券	特別漁場を除く区域	雑魚	500円	300円
特別漁場日釣券	特別漁場(日光市小百地先小沢入沢川合流点から上下流各300メートルの区域の小百川)	全魚種	3,500円	—

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりさくらます・やまめ、いわな及びにじますを除いた魚種をいう。

注2 特別漁場において遊漁をできる期間は、3月1日から11月30日までとする。

注3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁

料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

18歳以下の者	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

4 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- 承認期間
- 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- 発行者名
- その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第4項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- 氏名
- 有効期間
- 注意事項
- その他必要な事項
- 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された今北漁業協同組合及び栃木県鬼怒川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

7 おじか・きぬ漁業協同組合内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市藤原1103番地6
おじか・きぬ漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第10号及び内共第11号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、おじか・きぬ漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第10号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、うぐい、ふな及びこいを、内共第11号にあっては、さくらます・やまめ、にじます及びいわなをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣又は徒手以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する期間
さくらます・やまめ及びいわな	3月21日から9月19日まで
こい及びふな	3月21日から10月31日まで
にじます	3月21日から10月31日まで（特別漁場にあっては3月21日から11月30日、小網ダム上流100メートルの地点から川治ダムに至る鬼怒川の区域及び五十里ダムに至る男鹿川の第4床止までの区域にあっては3月21日から組合が定めて公示する日まで）
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
うぐい	同上

- 2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種（あゆを除く。）	見通沢の入山沢合流地点から上流見通沢第1堰堤までの区域（以下、「三依地区キャッチ・ア	3月21日から9月19日まで

	ンド・リリース区間」という)	
	小網ダム上流100メートルの地点から川治ダムに至る鬼怒川の区域及び五十里ダムに至る男鹿川の第4床止までの区域（以下、川治地区キャッチ・アンド・リリース区間という。）	3月21日から組合が定めて公示する日まで

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) 毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。なお、三依地区キャッチ・アンド・リリース区間はリールを使用しない毛ばり釣り（テンカラ釣り）専用の区域とする。
- (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
- (3) ピク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではいない。

第6条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域		期 間
鬼怒川	日光市藤原字小網ダム堰提の上下流各100メートルの区域	1月1日から12月31日まで
男鹿川	五十里ダムから上流の全域（五十里湖を含む。）	9月20日から翌年3月20日まで（わかさぎの採捕を除く。）

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

（全長制限）

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊漁料	附加料金
年間券	全魚種	竿釣	特別漁場を除く区域	1年	10,000円	—
	溪流魚	竿釣	特別漁場を除く区域	1年	8,000円	—
日釣券	全魚種	竿釣	特別漁場を除く区域	1日	3,000円	3,000円
	溪流魚	竿釣	特別漁場を除く区域	1日	2,000円	2,000円
特別漁場日釣券	溪流魚	竿釣	入山沢川及び中の沢川の合流点から上流養魚池取水口に至る入山沢川の区域	1日	4,000円	—

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
高等学校生徒、女性、70歳以上の者及び障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめにじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可されたおじか・きぬ漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

8 湯西川漁業協同組合内共12号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市湯西川709番地
湯西川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、湯西川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、うぐい、ふな、こい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣及びひき縄釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ及びうぐい	4月第1日曜日から9月19日まで
かじか	4月第1日曜日から9月19日まで
こい及びふな	6月1日から9月19日まで

- 2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域等)

第5条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	区 域	期間	遊漁料	附加料金
河川期間券	全魚種	野岩鉄道鉄橋から上流の湯西川及びその支流（五十里ダム湛水区域通称五十里湖及び湯西川ダム湛水区域通称湯西川湖を除く）	1年	3,000円	500円
河川日釣券			1日	1,000円	500円

湖岸釣り期間券	五十里ダム湛水区域通称五十里湖及び湯西川ダム湛水区域通称湯西川湖	1年	3,000円	500円
湖岸釣り日釣券		1日	1,000円	500円
湖船舶日釣券		1日	2,000円	500円
湖船舶釣り3回回数券		1年	4,500円	500円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ又はにじますの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名

- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。
- この規則施行前に栃木県知事により認可された湯西川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

9 栗山漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

- 漁業権者の住所及び名称
日光市日向1092番地4
栗山漁業協同組合
- 漁業権の免許番号
内共第13号
- 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栗山漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、ふな、こい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣及びひき縄釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、にじます、いわな及びかじか	4月第1日曜日から9月19日まで
こい、ふな及びわかさぎ	6月1日から10月31日まで及び2月16日から4月30日まで

- 前項の公表は、組合等に掲示することで公表するものとする。

(禁止区域等)

第5条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料及び納付の方法)

第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

魚種	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	1年	3,000円	500円
	1日	1,000円	200円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童、中学校生徒及び障害者(身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	無料
--	----

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所(必要に応じて顔写真)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したと

きは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された栗山漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

10 川俣湖漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市川俣821番地
川俣湖漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、川俣湖漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（ひめます、さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、ふな、こい及びかじかという。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣（疑似餌釣を含む。）及びひき縄釣（疑似餌釣を含む。）以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 使用できる漁具の数は1人1組とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
-----	-----

ひめます、さくらます・やまめ、にじます及びいわな	4月第1日曜日から9月19日まで
かじか	同上
こい及びふな	6月1日から10月31日まで
わかさぎ	4月第1日曜日から10月31日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
1 熊野沢第1砂防ダムから下流川俣湖流入点に至る区域	1月1日から12月31日まで。ただし、組合が定めて公示する区域及び期間を除く。
2 鬼怒川本流下ノ沢合流点から下流川俣湖流入点に至る区域	同上
3 鬼怒川本流奥鬼怒第5砂防ダム（オロオソロシ沢合流点直下）より上流の全域	同上
4 無砂谷沢第1砂防ダムから下流川俣湖流入点に至る区域	同上
5 馬坂沢第1砂防ダムから下流川俣湖流入点に至る区域	同上
6 川俣ダムサイトから上流350メートルの区域	同上
7 手白沢合流点から上流の新助沢全域	同上

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます、さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

魚 種	種 別	漁具及び漁法	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	年間券	竿釣（疑似餌釣を含む。）	3,000円	200円
全魚種	日釣券	1 竿釣（疑似餌釣を含む。）	1,000円	200円
		2 ひき縄釣（疑似餌釣を含む。）	1,500円	200円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな、ひめます又はこいの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附加料金
共通遊漁券	さくらます・やま	竿釣	特別漁場及	1年	25,000円	-

	め、にじます及びい わな		び特設釣場 を除く区域			
--	-----------------	--	----------------	--	--	--

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された川俣湖漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

11 栃木県下都賀漁業協同組合内共第16号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
小山市大字立木1478番地6
栃木県下都賀漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第16号

- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県下都賀漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第16号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭（日釣券）、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出（年間券）によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、投網、追込網、四手網、やす突、掛釣（引掛を除く。）、置針（はえなわを除く）又は釜以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 遊漁者は、こいを採捕しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、投網、追込網、四手網、やす突又は釜以外の漁具及び漁法を用いてはならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間内でなければ、これを用いてはならない。

漁具及び漁法	区 域	期 間
毛ばり	全ての区域	組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年3月15日まで
投網、追込網、四手網、さで網（たも網を含む。）及びオランダ釣（オランダばりに類する着色ばりを使用する場合を含む。）	渡良瀬川（谷田川を除く遊水池を含む。）、思川（小山市大字網戸地先網戸橋から下流の区域）、姿川（下野市細谷地先細谷堰から上流の区域）、与良川、巴波川、永野川（栃木市大平町蔵井地先野田堰から下流の区域）、杣井木川、赤津川、出流川及び江川	1月1日から12月31日まで
	上記を除く区域	組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年3月15日まで
掛釣（引掛を除く。）	渡良瀬川（谷田川を除く遊水池を含む。）、思川（小山市大字網戸地先網戸橋から下流の区域）、姿川（下野市細谷地先細谷堰から上流の区域）与良川、巴波川、永野川（栃木市大平町蔵井地先野田堰から下流の区域）、杣井木川、赤津川、出流川及び江川	1月1日から12月31日まで
	上記を除く区域	うぐいを除く遊漁にあっては、組合が定めて公示するあゆ解禁日から11月30日まで うぐいの遊漁にあっては、3月1日から4月30日まで
やす突	漁場区域全域	組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年3月15日まで

4 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、餌釣、友釣、どぶ釣、オランダ釣及び毛ばり釣以外の漁具及び漁法により、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
思川	1 小山市粟の宮大橋（通称間中橋）から下流200メートルの区域	1月1日から12月31日まで（毛ばり釣にあつては、組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年3月15日まで）
	2 小山市大字渋井地先島田橋から上流両毛線鉄橋に至る区域	同上
	3 小山市喜沢地内土地改良区用水取水口護床から下流400メートルの区域	同上
	4 小山市観晃橋から下流石の上橋に至る区域	組合が定めて公示するあゆ解禁日から8月31日まで
	5 栃木市大光寺橋から下流姿川合流点に至る区域	同上
姿川	1 下野市川中子宮前堰から上流川西堰に至る区域	1月1日から12月31日まで（毛ばり釣にあつては、組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年3月15日まで）
	2 下野市上台東田橋から下流細谷橋下流50メートルの区域	同上
	3 下都賀郡壬生町大字安塚長田堰の上流100メートル下流100メートルの区域	同上
黒川	1 下都賀郡壬生町表町飯塚堰から上流御成橋に至る区域	同上
	2 下都賀郡壬生町東雲橋から下流東武宇都宮線鉄橋に至る区域	同上
巴波川	小山市大字寒川地先永野川合流点から下流昇明橋に至る区域	同上
永野川	1 栃木市大平町伯仲伯楽橋から上流200メートル下流100メートルの区域	同上
	2 栃木市大平町皆川野田堰から上流400メートルの区域	同上
赤津川	栃木市泉川町菌部用水堰から上流泉橋に至る区域	同上
江川	栃木市藤岡町赤麻東赤麻橋から上流100メートル下流100メートルの区域	同上

5 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間中、餌釣以外の漁具及び漁法により、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
渡良瀬遊水池第1調整池内渡良瀬第1貯水池	下宮橋から東谷中橋へ通じる道路の北側であつて同道路から分岐し西谷中橋へ通じる道路の東側である区域（通称谷中区域）	1月1日から12月31日まで

6 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間中、餌釣、ルアー釣及び毛ばり釣以外の漁具及び漁法により、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
思川	小山市大字飯塚字老沼の旧河川（なら山沼）	1月1日から12月31日まで

7 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
さで網（たも網を含む。）	円形のものであつて口径50センチメートル未満のもの又は方形若しくは三角形のものであつて長辺の長さ50センチメートル未満のもの、1人1本
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの
追込網	間口径1.5メートル未満
四手網	間口径2メートル未満、1人2組以内
リール式竿釣	1人2本以内

筥	筥に付着使用又は施設する袖、通堤類が各1メートル未満のもの、1人30個以内
あゆ友釣	はりすの長さがおとりの鼻孔から40センチメートル未満のもの
置針	仕掛けの長さが3メートル未満、針の数2本以内、1人30組以内

- 8 あゆの友釣にルアーを使用してはならない。
- 9 あゆを餌釣、オランダ釣及びこれに類する漁法によって採捕してはならない。
- 10 あゆを採捕しようとする場合においては、撒き餌（寄せ餌）を使用してはならない。
- 11 雑魚（うぐい及びおいかわをいう。）を採捕しようとする場合においては、付け餌及び撒き餌（寄せ餌）にアミ類及びエビ類（これらの粉末及び抽出物を含む。）を使用してはならない。
- 12 第3項及び第4項の組合が定める日時は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ及びいわな	3月1日から9月19日まで
あゆ	組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年2月末日まで （埼玉県区域においては、6月1日から12月末日までの間で組合が定めて公示した期間）
かじか	4月1日から11月末日まで

- 2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
（禁止区域等）

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
思川 栃木市大光寺町美田東部頭首工上流100メートルの地点から下流大光寺橋に至る区域	1月1日から12月31日まで
渡良瀬遊水池第1調整池内渡良瀬第1貯水池 下宮橋から東谷中橋へ通じる道路の北側であって同道路から分岐し西谷中橋へ通じる道路の西側である区域（通称北湖区域）	1月1日から12月31日まで
巴波川 栃木市両毛線鉄橋下流端から上流栃木市小平町原の橋までの区域	1月1日から12月31日まで

- 2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。
（全長制限）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	25センチメートル （埼玉県区域においては26センチメートル）

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種 別	遊 漁 料	附加料金	漁 具 及 び 漁 法	魚 種	区 域
年間1等	12,000円	—	手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、投網、掛釣（引掛を除く。）、やす突、追込網、四手	全魚種	特別漁場を除く区域

			網、置針及び筌		
年間2等	10,000円	—	手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、掛釣（引掛を除く。）及びやす突	同上	同上
年間3等	5,000円（高等学校の生徒にあっては、2,000円）	—	手釣、竿釣及びさで網（たも網を含む。）	あゆを除く全魚種	同上
1日券（A）	3,000円	3,000円	手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）投網、掛釣（引掛を除く。）、やす突、追込網、四手網及び筌	全魚種	同上
1日券（B）	2,500円	2,500円	手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、掛釣（引掛を除く。）及びやす突	同上	同上
日釣券	500円	500円	手釣、竿釣及びさで網（たも網を含む。）	あゆを除く全魚種	同上
なら山沼特別漁場1日券	4,000円	—	竿釣	全魚種	特別漁場（第3条第6項に掲げる区域）

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、なら山沼特別漁場1日券を除き、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな、ふな又はこいの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	—
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	—

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、又は漁場指導員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 遊漁承認証の再交付を受けようとする者は、当該遊漁料の額の半額を納付しなければならない。
(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された栃木県下都賀漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

12 栃木県下都賀漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
小山市大字立木1478番地6
栃木県下都賀漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第17号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県下都賀漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第17号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物(さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、うなぎ及びかじかをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭(日釣券)、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出(年間券)によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。
(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、投網、やす突又は引掛以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 遊漁者は、さくらます・やまめ又はいわなを採捕しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、手釣又は竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
さで網（たも網を含む。）	円形のものであって口径50センチメートル未満のもの又は方形若しくは三角形のものであって長辺の長さ50センチメートル未満のもの、1人1本
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内であれば、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する解禁日から9月19日まで
かじか	4月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法を用いてする遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

漁 具 及 び 漁 法	区 域	期 間
投網	1 鹿沼市上永野地先石倉橋から上流の永野川	1月1日から12月31日まで
	2 全区域（1を除く。）	9月20日から翌年8月31日まで
やす突及び引掛	鹿沼市上永野地先石倉橋から上流の永野川	1月1日から12月31日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及びその納付の方法)

第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

区 分	対象魚種	漁 具 及 び 漁 法	遊漁料	附加料金
1等券（全魚種年間券）	全魚種	手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、やす突、引掛及び投網	8,000円	500円
2等券（あゆ雑魚年間券）	あゆ、雑魚	手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、やす突、引掛及び投網	6,000円	500円
あゆ雑魚1日券	あゆ、雑魚	手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、やす突、引掛及び投網	2,000円	1,000円

溪流魚1日券	溪流魚	手釣、竿釣及びさで網（たも網を含む。）	2,000円	1,000円
雑魚1日券	雑魚	手釣、竿釣及びさで網（たも網を含む。）	1,000円	500円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは全魚種よりあゆを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ及びいわなを除いたものをいう。

注2 遊漁料の納付場所は組合事務所その他組合があらかじめ指定する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場又はつかみどり漁場において、さくらます・やまめ及びいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付を受けようとする者は、当該遊漁料の額の半額を納付しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名

- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名
(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された栃木県下都賀漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

13 小倉川漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市口栗野704番地
小倉川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小倉川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第18号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣、投網、やす突、引掛又は掛釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間中、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

区 域		期 間
思川	鹿沼市亀和田町地先小倉橋から上流同市深程地先深程堰に至る区域	1月1日から 12月31日まで
	鹿沼市久野地先柳橋から上流同市柏木地先柏木養蚕場堰に至る区域	同上
大芦川	思川合流点から上流下大久保堰に至る区域	同上
栗野川	鹿沼市口栗野地先思川合流点から上流同市入栗野地先上五月不動滝に至る区域	同上

- 3 餌釣によって、あゆを採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から翌年2月末日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する解禁日から9月19日まで
こい	6月1日から翌年4月30日まで
にじます	4月1日から翌年3月31日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示することで公表するものとする。

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
思川（栃木市西方町本城地先小倉堰中心線から上流100メートル、下流100メートルの区域）	4月15日から6月30日まで
鹿沼市入粟野地先上五月不動滝から粟野川上流基幹林道大小屋橋から上流水源に至る粟野川	1月1日から12月31日まで
鹿沼市入粟野地先宮内堰から上流同市入粟野地先上五月不動滝に至る粟野川	9月20日から翌年3月第1土曜日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

券 種	漁具及び漁法	期 間	遊漁料	附加料金
全魚種	竿釣、投網、やす突、引掛及び掛釣	1年	18,000円	—
		1日	3,500円	3,500円
あゆ	竿釣	1年	13,000円	—
		1日	3,000円	3,000円
溪流魚	竿釣	1年	9,000円	—
		1日	2,500円	2,500円
雑魚	竿釣	1年	4,500円	—
		1日	1,000円	1,000円
全魚種2等	竿釣、投網、やす突、引掛及び掛釣	1月	8,000円	—

注1 券種の全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、あゆとは全魚種よりさくらます・やまめ及びいわなを除いた魚種を、溪流魚とは全魚種よりあゆを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、いわな及びにじますを除いた魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2相当する額

- 3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、にじます、こい又はやまめの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	—
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	—

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

- 5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- 承認期間
- 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- 発行者名
- その他参考となるべき事項

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。
- 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。
- 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- 氏名
- 有効期間
- 注意事項
- その他必要な事項
- 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。
- この規則施行前に栃木県知事により認可された小倉川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市草久1336番地1
西大芦漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第19号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則
(目的)

第1条 この規則は、西大芦漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から11月30日まで
さくらます・やまめ、いわな、かじか及びうなぎ	組合が定めて公示する解禁日から9月19日まで
にじます	1月1日から12月31日まで
うぐい	組合が定めて公示する解禁日から9月19日まで及び1月1日から2月末日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（キャッチ・アンド・リリース区域の設置）

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種 (あゆを除く。)	鹿沼市下大久保地先下大久保堰から上流の小川橋までに至る大芦川（支流を除く。）の区域のうち、組合が定めて公示する区域	1月1日から12月31日までの期間内で 組合が定めて公示する期間

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) 毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。
- (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
- (3) ピク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではない。

（禁止区域等）

第6条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
鹿沼市草久藤倉ダムから上流の大芦川及びその支流の焼山沢川、棚入沢川、藤倉沢川	1月1日から12月31日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

魚 種	漁具及び漁法	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	竿釣	1年	12,000円	-
		組合が定めて公示するあゆ解禁日から3日間の1日	3,000円	3,000円
		組合が定めて公示するあゆ解禁日の4日目から11月30日までの間の1日	2,500円	2,500円
雑魚	竿釣	1年	9,000円	-
		組合が定めて公示する雑魚解禁日	2,500円	2,500円
		組合が定めて公示する雑魚解禁日の翌日から9月19日までの間の1日	2,200円	2,200円
にじます（キャッチ・アンド・リリース区域で採捕されたものに限る。）	竿釣	組合が定めて公示する期間の1日	2,000円	2,000円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児及び小学校児童及び中学生生徒	無料
高等学校生徒、女性及び障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額
75歳以上の者	全魚種1年は11,000円 雑魚1年は8,000円

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
共通遊漁券	あゆ	竿釣り	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場指導員)

第11条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された西大芦漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

15 粕尾漁業協同組合内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市中粕尾391番地3
粕尾漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第20号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6（2024）年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、粕尾漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第20号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以

下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣、投網、やす突又は引掛以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 遊漁に使用する投網は、網目こま15ミリメートルを超えるものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これを用いてはならない。

漁具及び漁法	期間
毛ばり及び虫づり	組合が定めて公示するあゆの採捕に係る解禁日から翌年5月20日まで
投網、やす突又は引掛	組合が定めて公示する期間

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚種	期間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する解禁日から9月19日まで
かじか	組合が定めて公示する解禁日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示することで公表するものとする。

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区域	期間
馬置橋から上流の思川(通称粕尾川)及びその支流(北村沢川及び奥深沢川)	組合が定めて公示する期間

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種別	漁具及び漁法	魚種	区域	遊漁料	附加料金
年間券	手釣及び竿釣	全魚種	特設釣場を除く区域	11,000円	-
		溪流魚	同上	9,000円	-
		雑魚	同上	5,000円	-
	手釣、竿釣、投網、や	全魚種	同上	12,000円	-

	す突及び引掛				
当日・ 日釣券	手釣及び竿釣	全魚種	同上	3,000円	3,000円
		溪流魚	同上	2,500円	2,500円
		雑魚	同上	1,500円	1,500円
	投網、やす突及び引掛	全魚種	同上	3,000円	3,000円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいい、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいい、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、にじます及びいわなを除いた魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒（生徒証を提示した者に限る。）	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ又はにじますの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名
(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された粕尾漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

16 荒井川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市加園1873番地3
荒井川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第21号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、荒井川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣、投網、引掛又はやす突以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間内は、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

区 域	期 間
鹿沼市上久我法長内橋から上流小川沢川合流点に至る荒井川及びその支流（小川沢川）	4月1日から9月19日までの間で組合が定めて公示する期間

- 3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に掲げる区域で中欄に定める期間内であれば、これをしてはならない。

魚種	期間	区域
あゆ	6月1日以後、組合において日時を定めて公示する期間	法長内橋より下流の荒井川
さくらます・やまめ及びにじます	4月1日から9月19日までの間で組合が定めて公示する期間	小川沢川合流点から下流の荒井川、小川沢川及び坂本沢川
かじか	4月1日から10月30日までの間で組合が定めて公示する期間	馬返堰より下流の荒井川及び坂本沢川
こい、ふな、うぐい及びおいかわ	1月1日から12月31日まで	同上

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区域	期間
荒井川の支流(御沢川)	1月1日から12月31日まで
小川沢川合流点から上流の荒井川及びその支流(川口沢川)	同上

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます・やまめ	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	手釣、竿釣、投網、引掛及びやす突	1年	8,000円	-
		1日	2,500円	2,500円
溪流魚	手釣及び竿釣	1年	7,500円	-
		1日	2,000円	2,000円
雑魚	手釣及び竿釣	1年	4,000円	-
		1日	1,100円	1,100円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ及びにじますを除いた魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示した場所とする。ただし、日釣券のみ遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ又はにじますの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただ

し、日釣券のみ当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子又は腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された荒井川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

17 黒川漁業協同組合内共第22号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市今宮町1688番地1
黒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第22号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6（2024）年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、黒川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第22号第5種共同漁業権に係

る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣又は竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 餌釣によってあゆを採捕してはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する期間
かじか	組合が定めて公示する期間
こい及びふな	組合が定めて公示する期間

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（キャッチ・アンド・リリース区域の設置）

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種	日光市西小来川地先出居橋から上流の大滝に至る西黒川の区域	組合が定めて公示する期間

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

(1) リールを使用しない毛バリ釣（テンカラ釣）以外の漁法を用いてはならない。

(2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。

(3) ピク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではいない。

（禁止区域等）

第6条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
柿沢橋から上流の黒川、西黒川、菅沢川、角石沢川及び東沢川の全域	9月20日から翌年2月末日まで
大滝から上流の西黒川及び角石沢川の全域	1月1日から12月31日まで
赤宮堰から上流の行川の全域	9月20日から翌年2月末日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

（全長制限）

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長

さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

魚種	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	1年	12,000円	-
	1日	2,500円	2,500円
雑魚	1年	7,000円	-
	1日	2,000円	2,000円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種からあゆを除いた魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
女性及び障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所(必要に応じて顔写真)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したと

きは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第11条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された黒川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

18 渡良瀬漁業協同組合内共第24号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
足利市常見町623番地4
渡良瀬漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第24号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、渡良瀬漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第24号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、かじか及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣、投網、たも網又は掛釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

漁具及び漁法	区 域	期 間	
掛釣	渡良瀬川	足利市田中町地先田中橋から下流佐野	9月1日から10

		市高橋町地先渡良瀬川大橋に至る区域	月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
投網	1 渡良瀬川	足利市田中町地先田中橋から下流佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋に至る区域	9月1日から10月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
		佐野市高橋町地先高橋大橋から下流の区域	1月1日から12月31日
	2 菊沢川、才川及び出流川	全区域	同上
	3 矢場川	足利市瑞穂野町地先落合橋から上流の区域	同上
	4 秋山川	佐野市水木町岩鼻橋から佐野市牧町地先不動橋までの区域	9月1日から10月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
		佐野市牧町地先不動橋から下流の区域	1月1日から12月31日
5 旗川	佐野市白岩町稲村橋から佐野市長谷場町地先木戸橋の区域	9月1日から10月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間	
	佐野市長谷場町地先木戸橋から下流の区域	1月1日から12月31日	

3 第1項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表に掲げる区域においては、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

区 域
1 足利市小俣町地先桐生川合流点から下流田中町地先田中橋に至る渡良瀬川及びその支流（足利市小俣町地先大前葉鹿用水堰までの桐生川）
2 佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋から下流佐野市高橋町地先高橋大橋に至る渡良瀬川
3 足利市野田町地先矢場川水門から上流足利市瑞穂野町地先落合橋に至る矢場川
4 足利市寺岡町地先寺並橋から下流足利市寺岡町地先上堰に至る旗川
5 佐野市水木町地先岩鼻橋から上流の秋山川
6 佐野市白岩町地先稲村橋から上流の旗川及びその支流（小戸川全域）
7 佐野市飛駒町地内保良橋から上流の彦間川及びその支流（沢西川及び黒沢東川）
8 足利市名草町地内江保地橋から上流の名草川
9 足利市小俣町地内石尊山入口叶花橋から上流の小俣川及びその支流（荒倉沢川）

4 第1項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表の左欄に掲げる魚種を採捕しようとする場合において、同表の右欄に定める漁具及び漁法以外のものを用いてはならない。

魚 種	漁 具 及 び 漁 法
さくらます・やまめ及びいわな	竿釣

5 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの

6 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

い。

漁具及び漁法	制限
竿釣	3本以内

7 餌釣によってあゆを採捕してはならない。

8 第2項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚種	期間
あゆ	5月15日から11月30日までの間で組合が定めて公示する期間
さくらます・やまめ及びいわな	3月1日から9月19日までの間で組合が定めて公示する期間
かじか	4月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の中欄に掲げる漁具及び漁法を用いてする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区	域	漁具及び漁法	期間
渡良瀬川	佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋から上流桐生川合流点に至る区域	全ての漁具及び漁法	組合が定めて公示する期間
越名新堀	佐野市高山町地内越名新堀暗渠から上流願成寺橋に至る区域	投網	1月1日から12月31日まで
秋山川	佐野市牧町地内不動橋から上流の全域	全ての漁具及び漁法	組合が定めて公示する期間
	前沢川、栃橋沢川、栃木沢川、大倉沢川及び足倉沢川の区域	同上	1月1日から12月31日まで
旗川	佐野市長谷場町地内木戸橋から上流の全域(大戸川及び小戸川を含む。)	同上	組合が定めて公示する期間
彦間川	佐野市飛駒町地内保良橋から上流の全域(沢西川及び黒沢東川を含む。)	同上	同上
松田川	松田川ダム湛水区域(通称まつだ湖)	同上	同上

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	1 竿釣、投網、たも網又は掛釣	1年	14,000円	—
	2 竿釣、投網、たも網又は掛釣	1日	4,000円	1,000円
	3 竿釣及びたも網	1年	12,000円	—
	4 竿釣及びたも網	1日	3,000円	1,000円
溪流魚	1 竿釣	1年	9,000円	—
	2 竿釣	1日	1,800円	1,500円
にじます	1 竿釣	冬期	9,000円	—

雑魚	2 竿釣	冬期の1日	2,000円	2,000円
	1 竿釣	1年	7,000円	—
	2 竿釣	1日	1,000円	400円
	3 投網	1日	3,000円	1,000円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは全魚種からあゆを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、にじます及びいわなを除いた魚種をいう。

注2 にじますを対象とした遊漁の冬期とは、10月1日から2月末日までの間で組合が定めて公示する期間とする。

注3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

満18歳以下の者	無料
女性及び障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、あゆ、さくらます・やまめ、にじます、いわな又はこいの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	—
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	—

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された渡良瀬漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

19 足尾町漁業協同組合内共第25号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市足尾町松原6番3号
足尾町漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第25号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、足尾町漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第25号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物(さくらます・やまめ、にじます、いわな、うぐい及びかじかをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	3月21日から9月19日まで
かじか及びうぐい	4月1日から9月19日まで

- 2 前項の公表は、組合等に掲示して公表するものとする。

(禁止区域等)

第5条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

魚種	種別	遊漁料	附加料金
全魚種	1 年間券	8,000円	500円
	2 日釣券	2,500円	500円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

注2 年間券を使用できる期間は、第4条に定めるところによるものとする。

注3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
(2) 有効期間
(3) 注意事項
(4) その他必要な事項
(5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された足尾町漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

（農村振興課）